

岐阜県公報

号外(一) 令和四年八月三十日

告示

岐阜県告示第三百六号

岐阜県薬物の濫用の防止に関する条例(平成二十六年岐阜県条例第五十六号。以下「条例」という。)第九条第一項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定するので、同条第四項の規定により告示する。

令和四年八月三十日

岐阜県知事 古田 肇

目次

告示

知事指定薬物の指定

(薬務水道課)

ページ

一 知事指定薬物の名称

1 一 (シクロブチルメチル) N (ニフェニルプロパンニール) 一 H
インダソール 三 カルボキサミド及びその塩類 (通称 CUMYL CBMI
NACA)

2 (二ニS・四S) 二・四 ジメチルアゼチジン 一 イル 一 (ハR) 六メ
チル 九・十 ジデヒドロエルゴリン ハイル「メタノン及びその塩類
(通称LSZ、LASSAZ)

3 一 (四フルオロ三メチルフェニル) 二 (ピロリジン一イル) ペ
ンタン 一 オン及びその塩類
(通称四 fluoro 三 methyl PVP、MFPPV)

二 指定の理由

条例第二条第七号に掲げる薬物に該当し、県の区域内において濫用されるおそれがあることを認められるため。

三 指定の効力が発生する日

令和四年八月三十一日

岐阜県公報 号外 毎週 (火曜日) 発行

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

令和四年八月三十日

令和四年八月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社